

## 柳川市パソコン等売却仕様書

### 1 対象物品

別紙「パソコン等売却一覧表」のとおり

### 2 下見・回収場所

大和庁舎（柳川市大和町鷹ノ尾 1 2 0 番地）

三橋庁舎（柳川市三橋町正行 4 3 1 番地）

### 3 下見

平成 30 年 1 月 17 日（水）14:00～16:00

※下見を希望する場合は、16 日までに電話にてその旨を申し出ること。

### 4 回収期限

入金確認後から平成 30 年 2 月 28 日（水）まで

基本的に、土日祝日の休業日に回収を行うこととする。

### 5 証明書

**HDD** は物理破壊を行い、破壊後の写真及び消去証明書を平成 30 年 3 月 30 日（金）までに提出すること。

### 6 その他

- ① 対象物品は一括で買い取ること。分割による売却は行わない。
- ② 対象物品は経年劣化等により正常に稼働しない場合もある。
- ③ 一覧表に記載している数量より多少変更されることがある。
- ④ 落札後、回収について打ち合わせを行うこと。
- ⑤ **AC** アダプター及びマウス、キーボード、**HDD**、ケーブル等付属品（段ボール箱詰複数）があるので数量については、下見にて確認されることを勧める。
- ⑥ リカバリー媒体は付属しない。
- ⑦ 物品の搬出・運搬は、すべて買主の負担で行うこと。
- ⑧ 物品対象に柳川市を識別できるシール等が貼付されている場合には、引渡し後、速やかに買主の負担ですべて除去すること。
- ⑨ 対象物品のリカバリーのみを行いリユースに供することは厳禁とする。リユースに供する場合、対象物品の内蔵ハードディスクは破壊することとし、本件買主が別途調達したハードディスクを組み込むこと。
- ⑩ 物品の取り扱い及び処分については、関係法令に基づき適正に行うこと。

⑪ その他記載のない事項においては、別途協議を行うものとする。

問い合わせ先

柳川市役所企画課電算システム係

T E L : 0944-77-8427 (8427)

メール : [densan@city.yanagawa.lg.jp](mailto:densan@city.yanagawa.lg.jp)